

一般社団法人ときがわ町観光協会定款

1. 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ときがわ町観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県比企郡ときがわ町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、町内地域の多様な特性を生かし、観光資源の魅力を磨くことにより、国内外に向けて発信、さらに、町民、観光協会、行政が一体となり地域文化の維持発展及び地域経済活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光マーケティングに関する事業
- (2) 観光PR及び観光客の誘致に関する事業
- (3) 観光資源の保護及び活用に関する事業
- (4) 観光施設の企画及び整備に関する事業
- (5) 土産品等の商品開発に関する事業
- (6) 観光関係者の資質の向上に関する事業
- (7) 観光農業及び遊休農地の利活用に関する事業
- (8) 観光施設・駐車場の運営に関する事業
- (9) 物販等に関する事業
- (10) 観光関係団体との連絡調整に関する事業
- (11) ときがわ町及び公共団体からの受託事業
- (12) 地域への誇りと愛着の醸成に関する事業
- (13) 旅行業法に基づく旅行業
- (14) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。正会員のうち、理事会で選定された者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人又は団体とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人及び団体とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条

前2条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長、1名以上5名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第20条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員報酬等は無報酬とする。

ただし、会長及び常勤の役員に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、社員総会で別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の前日までに前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会に提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面
- (4) 当法人の組織運営及び事業活動の状況の概要

第7章 定款の変更、解散及び清算 (定款の変更)

第35条 この定款は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 公告の方法 (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局 (設置等)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 附則 (法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令に従う。

上記は当法人の定款原本と相違ありません。

一般社団法人ときがわ町観光協会

代表理事 荒井秀章

